

は映すの義成べし。

〔出雲風土記 意字 郡〕拜志郷、郡家正西廿一里二百一十步所造天下大神命將平越八口爲而幸時此處樹林茂盛爾時詔吾御心之波夜志詔故云林。神龜三年清

改字拜志即有正倉

〔日本書紀十五〕白髮天皇寧二年十一月播磨國司山部連先祖伊與來自目部小楯於赤石郡親辨新嘗供物略適會縮見屯倉首縱賞新室以夜繼晝略中天皇次起自整衣帶爲室壽曰略中取舉棟梁者此家長御心之林也。

〔八雲御抄三上〕上林

そまかた万木のあ

竹林

鶴林

佛滅所也

木之枯

〔藻鹽草三上〕上林

そまかた万木のあ

竹林

鶴林

佛滅所也

木之枯

〔地儀〕林

そまかた木のあ

竹の林

鶴林

ぶつめつ所也

木の枯

〔地儀〕林

そまかた木のあ

竹の林

鶴林

ぶつめつ所也

木の枯

そまかた木のあ
竹の林 鶴林 林はじめはじめて
はやすを云 秋の林ぞに玄きしく紅葉なり
也と云々 かたやふ 林しかくれ 林玄わかぬ草木のあ
にかぎらすわかねと云は所をわかね
又何の木をもわかねと云心も有べきか但 日のひかりやぶしをわかぬをしなべやがくれ
〔地方要集錄〕新林は地續に林無之一場立之地所に木を植立候をいふ有來古林之地續に木を植立候を立出といふ

〔地方凡例錄二〕一新林立出之事

百姓持反別ある林にても又は無反別にても年貢か役永林錢等相納む又林續きの空地に多分植出し致ば反別有之分は立出の反別を相改め無反別の場處は廣狹を見計年貢林錢等を相増す勿論空地に新林を仕立るは願の上年貢か林錢を相納仕立候様申付取計候事也一體切添立出と言葉つゞきに候へば同様に唱共切添は田畠立出しが敷林之事

○按ズルニ林ト森トノ差別及ビ古林ニ公儀御林地頭林井根林百姓林等ノ種類ズル事ハ林稅條引ク所ノ地方凡例錄ニ詳ナリ